

# 看護師の 特定行為の実施について

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を修了した看護師が特定行為を実施しています

特定行為：医師の指示に基づき看護師が行う診療の補助

## 当院で実施している特定行為

- ・呼吸器（気道確保・人工呼吸療法）関連
- ・創傷管理関連
- ・創部ドレーン管理関連
- ・動脈血液ガス分析関連
- ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- ・感染に係る薬剤投与関連
- ・術後疼痛管理
- ・循環動態に係る薬剤投与関連

これらは、厚生労働省の研修を修了した看護師が、医師の作成した手順書に従って安全に実施しますので、ご安心ください。

特定行為の実施にあたっては、十分に安全に配慮して行います。何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、遠慮なく窓口までお尋ねください。

お問い合わせ（患者相談窓口）

場所：患者サポートセンター 時間：8：15～17：00（平日）